

行政書士登録・行政書士会入会に必要な書類と費用について

※ 登録・入会に必要な書類について

次の書類をご用意下さい。書類の配布及び受付は、当会事務局で行います。

書類を提出される時は、必ず本人が当会事務局へ持参して下さい。

(書き方の注意事項のとおり、楷書で丁寧に、地番は略さず、戸籍抄本・住民票のとおり)

- 1 登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・※2部
- 2 履歴書・・※2部
- 3 誓約書・・※2部

(上記※用紙は、事務局でも受け取れます)

- 4 戸籍抄本・・1部
- 5 住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- 6 本籍地の市町村長が発行する身分証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

証明事項：破産者で復権を得ないものに該当しないこと

(上記4～6の証明は、提出の日前3ヶ月以内に交付されたもの)

- 7 資格を証する書面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - 法第2条第1号 行政書士試験合格証の写し(原本を持参のこと)
 - 法第2条第2～5号(弁護士・弁理士・公認会計士・税理士)登録証明書の原本
 - 法第2条第6号(公務員としての行政書士事務経歴)職歴証明書

8 事務所の所在確認のための書面

- 自己所有の場合・・建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書
- 親族所有の場合・・上記証明及び使用承諾書
- 他人の場合・・建物所有者と使用者の間でとり交された「賃貸借契約書」
事務所として使用することの承諾書
- 事務所の写真・・外観1枚・内部1枚
- 事務所の位置図・・目標となる最寄の駅、停留所から事務所予定地までの略図
- 事務所の平面図

9 顔写真(無帽・正面・三分身 縦3cm×横2.5cm)・・・・・・・・計6枚

(6枚の内訳には、履歴書2枚含む、貼付しないで持参のこと)

10 収入印紙・・・・・・・・30,000円 貼付しないで持参してください。

※登録・入会に必要な費用 (書類をお預かりするときには登録手数料が必要です)

登録手数料 25,000円 申請書預り時

登録決定後、登録証の交付時

入会金 150,000円

会費 円(登録月から年度末までの月数@6200円)

必要物品 20,000円

山梨県行政書士会(甲府市丸の内三丁目27番5号) 事務局 Tel 055-237-2601